

用語解説 国外犯罪被害弔慰金等支給制度

平成28年11月30日に施行された「国外犯罪被害弔慰金等支給制度」は、犯罪被害給付制度の対象外とされていた日本国外における犯罪被害について、国が弔慰金や見舞金を支給するものです。

本制度は、平成25年にアルジェリアで邦人が被害に遭ったテロ事件等を契機として与野党において法案策定作業が進められた結果、第190回国会（平成28年）において衆議院内閣委員長提案として提出され同年6月1日に成立した国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）に基づく制度です。

本制度では、国外における犯罪行為により死亡した日本国民（日本国外の永住者は除かれます。）の遺族（被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹。ただし、犯罪行為の発生時、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者は除かれます。）に対して国外犯罪被害弔慰金（国外犯罪被害者一人に当たり総額200万円）が、障害（労働者災害補償保険制度等における障害等級第一級相当）を負った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金（100万円）がそれぞれ支給されます。

また、本制度の対象となる犯罪被害は、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する行為（日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において行われたものは本制度ではなく、犯罪被害給付制度の対象となります。）のうち、当該行為が日本国内において行われた場合に日本国の法令によれば罪に当たるもの（正当行為、正当防衛及び過失の行為は除かれます。）による死亡又は障害です。

国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする方が日本国内に住所を有する場合は、その住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請して支給の裁定を受けることとされています。他方、日本国内に住所を有していない方は、日本国外へ住所を移す直前の住民票の住所地又は本籍地を管轄する都道府県公安委員会に申請することとされていますが、その際、領事官経由で申請することも可能です。

申請の際には、例えば、次の書類の提出が必要となります。

- 国外犯罪被害弔慰金を申請する場合
 - 亡くなられた方の死亡の事実、年月日を証明できる書類（例：死亡診断書、死体検案書）
 - 亡くなられた方の戸籍の謄本・抄本
 - 申請者の戸籍の謄本・抄本
 - 申請者が第一順位遺族であることを証明できる書類など
- 国外犯罪被害障害見舞金を申請する場合
 - 障害の部位や状態に関する医師等の診断書
 - 障害を負われた方（申請者）の戸籍の謄本・抄本など

ただし、本制度が海外で発生した事案を対象としている性質上、日本との諸事情の違いから、申請者が死亡診断書等を入手できないことが考えられます。そのような場合は、準備できない理由を記載した書類を提出すれば足りることとされています。

なお、以下の場合には国外犯罪被害弔慰金等が支給されないことがあります。

- 被害者と加害者との間に、夫婦関係や親子関係等があったとき
- 被害者が、国外犯罪行為が行われた時において、正当な理由がなく、治安の状況に照らして生命又は身体に対する高度の危険が予測される地域に所在していたとき
- 被害者が犯罪行為を誘発し、又は容認したとき
- 被害者が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき
- 被害者又は被害者の遺族と加害者との関係その他の事情から弔慰金等を支給することが社会通念に照らし適切でないと認められるとき
- 国家公安委員会告示（平成28年国家公安委員会告示第23号）に定める賞しゅつ金等が支給されるとき

本制度に関する更に詳しい情報や各都道府県の問い合わせ先はホームページ掲載のパンフレット (<http://www.npa.go.jp/higaisya/higaisya27/chouikin.pdf>) をご覧ください。

国外犯罪被害弔慰金等支給制度の申請・請求の流れ

